

解説：9条問題のアポリアを突く 熟議民主主義の実験

〈「憲法9条・国民投票」—市民14人が本音で議論して視えたもの〉に寄せて

石川智也 (朝日新聞記者)

「戦力」「戦争」認めるか否か

銃撃戦があっても、爆発があっても、ロケット砲を持つ武装勢力と交戦して死者が出ても、「国または国に準ずる者による組織的な攻撃」という定義に沿わないから、それは「戦闘」ではない。地面に弾がめり込んでいても、落ちる瞬間や土埃が目撃されていないから、「着弾」とは言えない——。

「存在しない」としてきた陸上自衛隊のイラク「日報」の内容がつまびらかになるや、防衛省と政府は苦しい説明に追われている。まともな言語感覚の持ち主なら到底納得しかねるこうした強弁は、言うまでもなく、戦争放棄を謳った日本国憲法9条との整合性を保つための詭弁だ。

かくも珍妙な言葉遊びを続ける自国政府を、しかし、我々はどこまで批判する資格があるだろうか。外から見れば、日本国民全体が、ディズニーランドのような虚構の世界の住人に映っているかもしれない。すなわち、「自衛隊は戦力ではない」「武力攻撃に対する反撃の実行使は『戦争』ではない」との約束ごと(?)を積極的であれ渋々であれ大前提として受け入れているという点で。そうした世界に浸りきっている人たちのなかで、王様は裸だと指摘した者は奇人扱いを受ける。だがそれを恐れずに実行したのが、映画『憲法9条・国民投票』で描かれた模擬投票の企画に参加した14人の市民だ。

彼らには共通の危機感があった。

安倍晋三首相は2017年5月、戦力不保持と交戦権否認を謳った9条2項を維持したまま自衛隊の存在を明記するという改憲案を打ち出し、宿願に向けてアクセルを踏んだ。2項維持案は公明党の理解を得やすいうえ、「自衛隊は容認する。でも9条は変えたくない」という大多数の国民の意思にも沿い、憲法改正国民投票で過半数の承認を得るという至上目標からすれば「極めて現実的な案」(映画にも登場する船田元・衆院議員ら)でもあった。



首相は「自衛隊の任務や権限に変更は生じない」「何も変わらない」と繰り返し強調。これに対し、立憲民主党や共産党は「集団的自衛権を容認した安保法制とその下での自衛隊の存在を迫認することになり、活動への歯止めがなくなる」「1項2項が空文化する」と反発した。

また、憲法学者や法律家からも

「自衛隊の行動をどこまで認めるのかすべて法律に丸投げになり、2項が死文化する」
(長谷部恭男・早大教授)

「何をやっても、どんな装備を持っていても憲法で認められる存在ということになる。政府と国会に白紙委任することになる」(阪田雅裕・元内閣法制局長官)
などという疑問の声があがった。

こうした「何も変わらないことはない」という反論はいわゆる「護憲派」メディアで盛んに取り上げられており、改憲発議阻止の動きと並行して、安倍改憲案への賛否を先取りした議論がすでに始まっていた。

しかしながら、2項を残し自衛隊を明記する安倍改憲案が発議された場合、国民投票で承認されようが否決されようが、日本国民が70年近く曖昧にしてきた9条問題の核心に何ら決着はつかない。「森友学園」「加計学園」問題の収束が政権の最優先課題となっただけ、首相の悲願には暗雲が漂っているが、発議が遠のこうとも、事情は変わらない。

9条問題の本質は、9条を変えるか否かではない。「自衛隊を戦力として認知するのか、しないのか」「自衛戦争を認めるのか、それとも自衛を含めあらゆる戦争を認めないのか」。この問題についての主権者の意思こそ、国民投票で真に問われるべきことである。そう考える企画者(ジャーナリストの今井一氏)の呼びかけに応じて各地から集まった14人は、大学生、自営業、介護職員、主婦など様々な職種の18~73歳。2018年2月15・16の両日、参院議員会館で、まさに9条問題の本質について計7時間に及ぶガチンコの議論を行い、それぞれの「あるべき9条」を選び一票を投じた。

これは、似た意見の論者が次々と登壇して拍手の嵐で終わるような「改憲派」「護憲派」の内輪の集会とはまったく様相を異にする、スリリングなものだった。

熟議経てこそ核心に近づく

議論の中身の紹介は映画本編に譲るが、予備情報の範囲で記しておけば、参加者はまず「9護持を支持」「自民党の改憲案を支持」「護憲（立憲）的改憲を支持」の三つの基本案をベースに、さらに踏み込んだ以下五つの立場から自案に近いものを選んで議論に臨んだ。

- ①【非武装非戦の9条原則派】 戦力を保持せず自衛を含めあらゆる戦争を放棄するのが9条の本旨だという理解で9条護持を支持
- ②【自衛戦争容認の9条護持派】 9条は自衛のためなら戦力保持や戦争することを認めているという理解で9条護持を支持
- ③【自衛隊明記のみの改憲派】 戦力不保持、交戦権否認を定めた9条2項を維持した上で、自衛措置のための実力組織として自衛隊を9条に明記する改正を支持
- ④【戦力保持・交戦容認の改憲派】 戦力不保持・交戦権否認を定めた9条2項を削除し、自衛のための戦力主体としての自衛隊の目的・性格を明記する改正を支持
- ⑤【護憲（立憲）的改憲を支持】 9条護持のまま解釈改憲を重ねるのではなく、自衛隊を戦力として認め、交戦権を認めると同時に他国の戦争に巻き込まれないよう憲法に個別的自衛権の制約を明記して縛りかけるという考えを支持

同じ現行9条護持の立場（①②）でも、条文を字義通り原理主義的に解釈し自衛権の行使をも放棄するという絶対平和主義の立場と、憲法は自衛の措置を禁じておらず自衛隊も合憲であるという立場は、憲法解釈上も安全保障への姿勢においても考えが大きく異なる。同様に、自民党の改憲案（③④）も、2項を削除するか否かでは政治的態度が全く違う。

また、この5案では③を除き、政府が憲法との整合上使ってきた「武力の行使」「自衛の措置」ではなく「戦争」という語に、「自衛力」や「必要最小限度の実力」も「戦力」と言い換えている。この問題の本質にあえてストレートに迫ろうという企画者の意図からだ。

討論当初は立場を決めかねていた人も少なからずいたが、2日にわたる白熱した議論の末、意見の変遷も経て、最終的には支持する条文・立場を決めた。当然ながら、この企画の価値は投票結果ではなく、その過程の熟議にこそある。



(市民 14 人による議論の現場)

EU残留か離脱かを問うた英国でもそうだったが、国民投票となれば、賛否両派はキャンペーン合戦で必ず相手の主張の矛盾や曖昧な点を徹底的に突く。その過程で不確かだった真実や事実が明るみに出され、国民の判断材料が増していく。情報合戦はこの上なく過熱するが、メディアだけでなく職場や酒場など津々浦々で論戦が交わされ、国民が当事者性を自覚し関心を深めていくなかで、偽情報は相対化されていく。Brexit 直後に日本でも流れた「英国国民はフェイクニュースに騙されて愚かな選択をした」という言説は、それこそ残留派によるフェイクニュースとあってよい。

「自衛隊は明らかに 9 条に反している」「必要最低限度なら合憲」「それも解釈改憲」「国民の大半は解釈改憲でいいと思っている。でも集団的自衛権は一線を越えている」「それは五十歩ならいいが百歩は駄目というご都合主義だ」——。こうした緊張感に満ちた応酬を繰り返すことで議論は具体性を増し、国民は事柄の本質に近づいていく。これが、人を選ぶ選挙と違ってイシューについて明確に態度を決めなければならない国民投票の特徴だ。

自衛隊は「戦力」じゃないから合憲？

さて、では今回の模擬投票での熟議の中身のどこが「本質」的だったのか。

戦後日本最大のアポリアである 9 条をめぐる問題については、専門的見地からの様々な研究や論考の蓄積があり、門外漢の筆者が解説を加えるのは重すぎる任だが、議論の内容に沿う限りで、あえて挑戦的に、私見を交えて問題点を素描したい。

自衛隊が合憲か違憲かという問いは、全く新しいものではない。日本人の 9 割がその存在を認め、長らく違憲と主張してきた共産党ですら「党としては違憲との立場を堅持するが、政府の一員となれば合憲と一定期間扱う」（志位和夫委員長）とするいま、政治的には決着のついた問題とも言える。しかしその「決着」は、相当に危うい土台の上のものだ。

憲法9条は戦争放棄を謳うが、1項の「永久に放棄する」の目的語については、①あらゆる戦争と武力行使を放棄している②「国際紛争を解決する手段としては」の条件があるため、侵略目的の戦争と武力行使のみを禁じ、自衛のためには認められる——との二つの学説がある。そのうえで、2項が一切の「戦力」の保持を禁じていることから、必然的に②の自衛戦争も否定されるという説（遂行不能説）がある。

政府は1項の解釈では②の立場をとり、2項で明確に戦力保持を禁止していると解釈しているが、自衛隊は合憲としている。憲法前文の「国民の平和的生存権」や13条の「生命、自由及び幸福追求に対する権利」は国政のうえで最大限の尊重を必要とされるため、それが根底から覆される急迫不正の事態には必要最小限度の武力の行使は認められ、その範囲内の「実力」ならば「戦力」にはあたらないという解釈だ。

また、自衛権の行使として相手国兵力の殺傷と破壊を行っても、それは2項が禁じる「交戦権の行使」とは別の観念のものとしてきた。この他、2項冒頭に「前項の目的を達するため」とあることから、自衛目的の戦力保持は可能との解釈（芦田修正説）もある（多数説とは言えず、政府もこの立場はとっていない）。



（陸上自衛隊のウェブサイトより）

自衛権について述べれば、安倍政権が2014年7月に解釈変更をするまで、政府は、武力行使が認められるのは自国への攻撃を排除するための個別的自衛権に限られる、と説明してきた。ただ、1946年6月、新憲法をめぐる帝国議会で9条解釈を問われた吉田茂首相は「自衛権の発動としての戦争も交戦権も放棄したもの」と答弁している。共産党の野坂参三議員が「侵略戦争は正しくないが、自国をまもるための戦争は正しい戦争」と戦争一般を放棄することに異議を唱えた際にも、「近年の戦争の多くは国家防衛権の名において行われた。正当防衛権を認めるということそれ自身が有害」と明快に答えて

いる。

政府が憲法制定時に個別的自衛権すら想定していなかったという説には否定的な見解もあるが、1950年の朝鮮戦争をきっかけに警察予備隊、保安隊を経て自衛隊が発足。保革対立で憲法改正が困難な状況下、政府は条文を一切変えることなく再軍備を進めるとともに、先述の解釈を積み上げて現状を追認してきた。

憲法学者の6割超は違憲論

この政府解釈に対しては、現在約22万人の隊員、134隻の海上兵力、400機の航空兵力ほか最新鋭装備を整え世界有数の軍事力を備える自衛隊の実態と、あまりにかけ離れているとの批判が根強くある。朝日新聞が2015年6月に行った憲法学者へのアンケートでは、回答者122人のうち6割超の77人が、自衛隊は違憲もしくは違憲の可能性があると答えた。

自衛隊が通常の軍隊＝戦力でないことの説明として、政府は、攻撃的兵器（大陸間弾道ミサイルや攻撃型空母など）を保有していないことを挙げ（「矛と盾」論）、合憲論の憲法学者は、自衛隊がポジティブリストで運営される準警察組織に過ぎないことを唱える。

ただ、こうした「神学論争」とも言われてきた国内の議論は、国際的にはほとんど無意味とされる。

自衛隊はすでに国際法では軍隊として扱われている。他国からの攻撃に対し自衛のための武力行使をすれば双方が「交戦」主体となり、交戦法規に律せられる。日本人が「必要最小限の実力の行使」「自衛の措置」と呼ぼうがそれは“War”であり、民間人を殺傷するなどの国際人道法違反行為があれば“war crime”（戦争犯罪）として裁かれる対象となる。

政府は対外的に9条2項の「陸海空軍その他の戦力」の英訳に“land, sea, and air forces, as well as other war potential”をあて、これを決して持たない（will never be maintained）と宣言している。ところが、ご存じのとおり「自衛隊」の英訳は“Self-Defense Forces”。外から見れば、日本国は憲法9条を全くまもっていない、ということになる。中国の憲法が集会・結社や表現の自由を明記し、旧ソ連の憲法が三権分立を定めていたと聞いて嗤う資格が、我々にどこまであるだろうか。

国連PKOに数多く従事してきた伊勢崎賢治・東京外大教授は、開戦法規である国連憲章51条（自衛権行使の条件と手続きを定めた規定）と交戦法規の国際人道法を基軸とする国際法レジームの下で、国際紛争を解決する手段としての戦争はとっくに禁じられており、もはや9条（少なくとも1項）の優位性もない、と指摘する。

日本人の日本人による日本人のための議論

上述のような国内だけで通じる建前論や、9条と現実との乖離を解釈で取り繕う手法は、最高法規の規範的権威を損ね、憲法論を議論のための議論におとしめ、日本を政治的シニシズムとニヒリズムがはびこる社会に押しやってきたのではないか。そう危機感を抱いた伊勢崎氏や今井氏、文芸評論家の加藤典洋氏、フランス思想が専門の堀茂樹・慶大名誉教授、映画監督の想田和弘氏らは、「護憲的改憲」を提案してきた。

これは、本旨を著しく歪めるような解釈の余地をなくした「新9条」をつくり、武力行使の地理的範囲や国会事前承認など戦力を厳しく統制する規定を書き込むというものだ。また、法哲学者の井上達夫・東大大学院教授は、日本国民が自己欺瞞を乗り越えるために9条削除が必要だと唱える。

彼らからみれば、安倍政権による集団的自衛権の行使容認だけでなく、それ以前の歴代政権や内閣法制局、そして護憲派とされる人たちの多くが専守防衛の範囲内で自衛隊を合憲とし容認してきたことも解釈改憲であり、9条の精神を空洞化させ立憲主義を腐食させてきたばかりか、安倍解釈改憲を許す土壌をつくってきた、ということになる。自衛隊違憲論を主張する人たちも、本気で自衛隊の廃止を政治課題の俎上に載せることなく、個別的自衛権の枠内ならアウトでもセーフと見なして違憲状態を事実上許容してきた点で、政治的欺瞞を犯していると映る。

日本のメディアは昔もいまも、5月3日が近づくと9条改正への賛否を問う世論調査を行う。ここ数十年、改正反対は6割ほどで変わっていないが、これを見て「9条をまもりたい人がまだ多数を占めている」と評価するのは、精確さを欠く。この数字の内実がどのようなものか、読売新聞が2015年に行った、朝日新聞、毎日新聞とは異なる趣向の質問が参考になる。

「戦争を放棄し、戦力を持たないとした憲法9条をめぐる問題について、政府はこれまで、その解釈や運用によって対応してきました。あなたは、憲法9条について、今後、どうすればよいと思いますか」

回答は以下の通りだった。

- A：解釈や運用で対応するのは限界なので、9条を改正する 35%
- B：これまで通り、解釈や運用で対応する 40%
- C：9条を厳密に守り、解釈や運用では対応しない 20%

BとCを足すと、改正反対の6割という数字と合致する。ただ、この調査でも、回答者が9条をどのように解釈して答えたのか、あるいは9条に何を望んでいるのかは、まだ判然としない。

ここに、おそらく大手メディアがここ半世紀やったことのない突っ込んだ問いに挑んだ興味深い調査がある。市民グループ[国民投票／住民投票]情報室が雑誌『AERA』のの協力を得て2016年春に全国の街頭などで行なった対面調査で、その設問と選択肢は以下のような構成だった。

お名前などは記さなくてけっこうです。御協力をお願いします。御自身の考えと一致するほうに○を付けてください。

[自衛戦争について]

- ① もしも、よその国家や武装組織が日本を攻撃してきた場合、あなたは、
- [A] 日本への攻撃を防御する自衛のためなら、日本が戦争（交戦）することを認める。
[B] たとえ日本への攻撃を防御する自衛のためであっても、日本が戦争（交戦）することを認めない。
- ② この「自衛戦争をするかしないか」に関して、あなたが①で選択した考えを、日本の国家意思（国としての考え、姿勢）とするには、今の憲法9条との整合性を図るために、これ（9条）を改める必要がありますか？ その必要はありませんか？
- 改める必要はない。
 改める必要がある。どんなふうに改めればよいと考えますか？

[自衛隊について]

- ① あなたは、（災害救助とは異なる）自衛のための戦力としての自衛隊の存在・活動を認めますか？
- [A] 認める。
[B] 認めない。
- ② この「戦力としての自衛隊の存在・活動」に関して、あなたが①で選択した考えを、日本の国家意思（国としての考え、姿勢）とするには、今の憲法9条との整合性を図るために、これ（9条）を改める必要がありますか？ その必要はありませんか？
- 改める必要はない。
 改める必要がある。

★この調査結果（数値及び回答した人々とのやりとり）の詳細については、[国民投票／住民投票]情報室のウェブサイトにグラフ化されたものが掲載されています⇒
http://ref-info.com/po_survey/j-yoroncyousa/

約700人の有効回答のうち「自衛戦争を認める」は53.6%、「戦力としての自衛隊を認める」は66.5%だった。眼目はその続きで、この回答者に「選択した考えを日本の国家意思とするには、9条との整合性を図るためにこれを改める必要はありますか」と問うと、それぞれ65.2、67.5%が「必要ない」と答えた。

ここでは、政府が続けてきた「ガラス細工」のようなつじつま合わせすら破綻してしまっているのだが、この齟齬に回答者は気付いていない。あるいは気付かぬふりをしている。これが、我々が「護憲派」と呼んでいる人たちの実体だ。それは、自衛権をも否定する絶対平和主義者から戦争・戦力を容認する人たちまでの混成である。ここで「憲法をまもる」とは、9条が規範として要請しているものを遵守・実現させることではなく、条文を変えさせないという意味に過ぎなくなっている。

9条が「死んだ」のか「生きている」のかは、論者によって見解が全く異なる。米国の海外派兵要求への盾となり、武器使用に煩瑣な条件を課し、「自衛隊がいる所が非戦闘地域だ」という倒錯した説明を政府に強いているという意味では、9条は機能している。しかし、「新9条」や「9条削除」提唱者たちからすれば、日本国憲法は、「戦力」を建前上保有しないことになっているがゆえに、現に存在する戦力を統制する規定を持ってないという致命的欠陥を抱えている。

PKO受け入れ国は裁判権放棄を認める地位協定を派遣国と結ぶが、日本は民間人を殺傷するなどの戦争犯罪を裁く法体系を持っていない。交戦の当事者には海外だけでなく領土領海領空内でもなり得るが、主要国で日本だけが、主権国家の対外的責務とも言える法整備を想定していない。9条の下で「戦争」はなく、自衛隊がいる所で「戦闘」は起きないことになっているからだ。しかし、冒頭触れた日報問題で明らかになったように、自衛隊が派遣されたイラクや南スーダンでは現に激しい「戦闘」があった。

憲法上使うべき言葉ではないから「戦闘」ではなく「武力衝突」だ。「戦争」ではなく「武力の行使」だ。「戦力」ではなく「実力」だ。カラスは白いと言えそれが真実ともなるかのようなこうした虚妄は、「森友学園」絡みの決裁文書改ざん問題や密約問題で露わになった「国家の嘘」と同根であろうし、さらに言えば、退却を転進、敗退を大勝利だと糊塗し続けた過去と地続きに思えてならない。こうした欺瞞は、法治の根源たる「論理」と、論理の拠である「ことば」を蝕んでいく。近代明文憲法を持つ立憲国家が、その憲法の文言を一文字も変えることなく、それまで憲法上できないとされていたことを行えるようになるというなら、憲法に書かれた「ことば」はいったい何を規定していたのだろう。

立憲的改憲による「新9条」提案

安倍政権による集団的自衛権容認という「究極の」解釈改憲で既成事実の拡大は限界に達し、9条は瀕死状態になった。いまここで、曖昧にしてきた「自衛隊を戦力として認知するのか」「自衛戦争を認めるのか」という点について、日本国民が主権者として自らの立場を選び、その集団的意思を憲法に反映させる。もし自衛隊を容認するのなら、

存在しないことになっている「戦力」をきちんと認知したうえで、それを厳格に統制する規範を、単純多数で変えられない憲法に書き込む。それが国民主権と立憲主義を取り戻すことにつながる——というのが護憲的改憲論者たちの主張だ。

「立憲主義」とは使う人によって多様な意味合いがあるが、安倍政権を優れた反面教師として「権力を縛るもの」との理解が人口に膾炙した。ここでの議論に沿って厳密に定義するなら、統治の正統性を憲法（のみ）に求める思想・態度と言える。その際の憲法とは「権利の保証が確保されず権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法を持たない」（フランス人権宣言）という意味での普遍主義に基づく近代憲法であり、その権威の淵源と制定権力は人民（具体的にはその政治共同体の構成員たる国民）に由来する。民主的立法過程を経たものでも憲法に反する統治は許されないという意味において、狭義の民主主義と立憲主義は緊張関係に立つが、広義には立憲主義は民主主義の射程内にあり、民主主義の自律・自製のシステムと言える。日本国憲法の一原則である平和主義は総力戦での敗北と占領という非日常から生まれたものだが、それを徹底するための改正であれば、憲法改正権で触れられない禁域を侵すものとはならず、立憲民主主義にも適うことだと、護憲的改憲論者たちは考えている。

これに対しては、「どんなに条文で限定しても権力者は都合のいい解釈をする」（伊藤真弁護士）、「護憲勢力の中に分断を持ち込む」（宇都宮健児弁護士）、「改憲そのものを自己目的化する現政権の動きを裏側から支えてしまう」（杉田敦・法政大教授）と批判する声も多くある。

また、9条は実定法のように文言による明瞭な指示内容を持たず、「個別的自衛権は合憲だが集団的自衛権の行使は違憲」というのが安定性と継続性をもつ有権解釈（条文に代わり権威として機能するもの）として戦後一貫していた（長谷部氏）という立場からすると、「9条と現実との乖離」と言われる問題自体が仮象だということになる。

今回の模擬国民投票の企画に対しても「改憲派を後押しする」との非難はあったし、あからさまに無視する人もいた。だが、この熟議民主主義の試みは、それ自体、安倍改憲案に対する最もラディカルな批判とも言える。

安倍改憲案では本質問えず

安倍首相は自衛隊違憲論の払拭を改憲の目的に挙げているが、2項を残す改正では、自衛隊が戦力か必要最小限度の実力かという議論は消えず、違憲論も残る。法的には筋の通った2項削除に踏み込まないのは、発議に必要な3分の2以上の国会勢力確保が難しく、国民投票で否決されるリスクも取りたくないという臆面もない理由に過ぎない。「何も変わらない」なら立法事実すらない。自衛隊を軍として明記する改憲を求めてきた伝統的改憲派こそが本来はこの案を批判すべきだが、多くが「現実的だ」と受容して

いる。

模擬投票で行われた議論は、曖昧をよしとする日本の政治社会風土に切り込み、「護憲派」「改憲派」それぞれが運動論を優先してごまかしている内部の同床異夢ぶりを照射しただけでなく、安倍改憲案が、解釈改憲状態を明文改憲によって固定化するものであることをあらためて告発した。

「真っ当な」国民投票を実現するためには、まずもって

- ① 適切な「問い」が国民に提示され、
- ② 十分な情報に基づき、事の本質について自由闊達で盛んな議論がなされ、
- ③ 公正で公平なルールの下で国民投票運動と投票が行われる

——という条件が必要だ。

その意味では、安倍改憲案の国民への「問い」設定は欺瞞的であるだけでなく、改正による「効果」が不明という点で、意味ある国民投票と憲法論議を可能とする要件を満たしていない。



「9条」「新9条」真に戦力統制できるのは

首相は自身の改憲案が国民投票で否定されても自衛隊の合憲性は変わらない、と防御線を引くが、否決となれば求心力低下は免れ得ない。だが、仮に安倍政権が倒れても、話はそこで済まない。集団的自衛権行使が容認された下での自衛隊の位置づけは変わらず、解釈改憲状態（あるいは違憲状態）は残る。憲法の規範性が侵されて続けていると考える人たちは、安保法制を否定するにとどまらず、日本国民が曖昧にしてきた「その前の解釈改憲」を問い続けるだろう。

首相が国会などで「自衛隊は憲法違反かもしれないが、何かあれば命を張ってくれというのは無責任だ」と述べた際、野党や護憲派は「隊員が可哀想だという感情論」と論駁した。首相の真意や目的は措き、この発言内容自体は感情論ではなく、「他者を手段としてのみならず同時に目的としても扱う」という道德律、あるいは「正義 (Justice)」の範疇に属する問題である。

9条は戦前のようにミリタリズムや先軍思想が瀰漫するのを防ぎ、風通し良い社会を形作る礎として機能してきた、その意味で「自由」に関する条文だった、という憲法学上の論点がある。自衛隊違憲論者は、正面から自衛隊解体を主張しなくとも、正統性を剥奪し「継子扱い」し続けることによってその肥大化を抑えてきた、そこに違憲論の意義があったと主張する。「新9条」に懐疑的な論者は、『べき論』としては理解できても、そんなにうまくいくはずはない「戦前に失敗した軍事力の統制を、いまの政治家・国民ができると思うのは、楽観主義が過ぎる」として、現状維持こそがベストでないもののベターだと唱える。

護憲的改憲あるいは立憲的改憲の提唱者からすれば、こうした発想こそが、法理の衣をまとった感情論に他ならない。どちらにしても、憲法や法は、それ自体が手足を持って行動するわけではない。どんなに立派な条文を定めても、立法・行政・司法の各府と、なによりも国民がそれを遵守し運用する意思を持たなければ、「うまくいく」はずがないのは当然である。

——憲法に書きこまず、9条と矛盾した存在とし続けることが最強の統制である

——存在を認知し、具体的歯止めを硬性憲法の中に明記することが真の統制だ

国民国家の殺傷能力を独占する最大の暴力装置である武装組織を「縛る」規範性を、どちらが、より調達できるのか。みなさんはどうお考えになりますか。

メディアは感情論を超えよ

最後に、メディアに携わる者としてひと言。

感情論云々を言うなら、特にリベラル系メディアのこれまでの「戦争と平和」にまつわる報道の多くも、多分に情緒に依っていたように思える。8月になると紙面やニュースにあふれる嫌戦言説は戦後長らく革新勢力を覆っていたもので、戦争を嫌っていれば向こうも近寄ってこない、という類のものだった。日本で平和教育と呼ばれているものの多くも同様だ。

戦争被害はこんなに悲惨だ→だから平和はこの上なく大切だ→したがって9条を変えてはいけない——。こうしたロジックとも言えない理屈で、改憲は悪どころか罪だという印象を結果として読者・視聴者に与えようとする報道は、9条問題の本質を何ら捉えていないばかりか、問答無用の信条の世界を描こうとしているという点で、ほとんどジャーナリズムとは呼べないものだったのではないか。「戦争は絶対にダメだ」と語る時の「戦争」には他国の攻撃に対する応戦は含まないのか、戦争放棄と言うが自衛隊の存在は認めるのか、それは「戦力」としてなのか「実力」としてなのか、ではその違いをどう捉えているのか……これらを突き詰めることなく、戦争体験者のパトスに安易に乗った報道は、平和教材としてどれほど役に立ってきたのだろう。

今回の模擬投票企画を取材したことで、私自身、憲法報道だけでなく平和報道のあり方を大いに省みる機会となった。

2018年6月8日